

静岡県告示第73号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県告示第268号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和4年2月4日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
職員の区分	報酬の基本額（時間額）	職員の区分	報酬の基本額（時間額）
(略)		(略)	
農林環境専門職大学において、高大連携担当の業務に従事する職員	高等学校等教育職給料表2級再任用職員の給料月額及び地域手当の合計額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）	<u>農林環境専門職大学又は工科短期大学校</u> において、高大連携担当の業務に従事する職員	高等学校等教育職給料表2級再任用職員の給料月額及び地域手当の合計額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。